

「令和3年度革新的パワーエレクトロニクス創出基盤技術研究開発事業」についてのQ&A

※更新部分は赤文字 令和3年3月15日時点

	ご質問	回答
1	応募に当たって、大学等教育機関と企業双方の参画は必要でしょうか。	応募の時点で必ずしも企業に参画していただく必要はありません。
2	各領域の予算を超えない程度の研究経費での申請は可能でしょうか。	可能です。ただし、採択後に提案内容と採択件数により、研究委託費を調整する可能性があります。
3	令和2年度の公募ではパワーデバイス領域の研究機関の採択のみで、他領域(回路システム、受動素子、次々世代、研究支援)の研究機関については本公募で初めて募るものでしょうか。	はい。本公募では回路システム、受動素子、次々世代・周辺技術、研究支援の領域を初めて公募します。
4	研究代表者または分担者として複数の領域を同時に応募することは可能でしょうか。	可能です。ただし、仮に複数領域に採択された場合に研究遂行が可能となるよう、エフォートに配慮ください。
5	開発する技術によっては他の領域研究とマッチングしない可能性があると思いますが、いかがでしょうか。	本事業の趣旨はパワエレ技術の一体開発のため、独自に進める研究は基本的に想定していませんが、文科省及びPOPDによる運営のもと、一体開発ができるよう進めてまいります。
6	再委託先として民間企業を指定もしくは予算配分することは可能でしょうか。	可能です。
7	様式10の誓約書についてですが、代表機関、分担機関どちらも提出が必要でしょうか。また、企業の場合、代表取締役等の代理人での署名は可能でしょうか。	申請代表機関のみの提出となります。また、昨年12月より署名ではなく記名でよいとなっており、代表取締役等の代理人による記名での提出も可能です。
8	申請書に記載する次々世代・周辺技術領域の研究計画・経費については3年間でよいでしょうか。	令和3年度から令和5年度末までの3年間で記載ください。
9	研究開発体制に関する構想では申請領域外との連携構想について記載する必要があるでしょうか。	必ずしも記載する必要はありませんが、想定している連携構想がある場合は記載いただければと思います。
10	研究分担者と研究協力者の定義と役割について教えてください。	研究分担者とは、研究代表者と協力しつつ、委託事業としての研究活動の遂行責任を分担して研究活動を行う者であり、分担金の配分を受けます。研究協力者とは、研究代表者及び研究分担者の責任の下、研究組織の一員としての研究計画に参画するものであり、分担金の配分を受けません。
11	研究期間内に研究代表者もしくは分担者が退職する予定の場合、それ以降の人件費を計上することは可能でしょうか。	退職後研究を継続できる機関に異動等されることが想定される場合については人件費を計上することは可能です。
12	複数の領域を包括した研究提案は可能でしょうか。	可能です。ただし、軸となる研究領域と予算規模を踏まえて提案ください。
13	次々世代・周辺技術の定義について教えてください。	本事業では次世代パワー半導体としてGaN, SiC, Ga2O3等を想定していますが、実用化の観点からは未熟であるが全く新しい発想に基づいたパワーデバイス構造、回路システム、受動素子、または冷却構造の設計技術などを想定しています。一義的には決まっておりません。
14	公募要領3.5(2)に「委託期間終了後の設備備品等の取り扱いにおいて、別途文科省と協議する」と記載がありますが、協議とは具体的にどのようなものでしょうか。	事業終了後に無償貸し付け申請書を提出していただけます。資産の運用に合理性がある場合に限り、申請を認める場合があります。この手続きを協議と定義しております。研究代表者が購入して、分担者が継続使用したときも同様の手続きを経る必要があります。
15	研究代表者の役割はどのようなものでしょうか。	研究代表者には分担機関も含めた全体運営および他研究領域との連携を図る窓口としての役割を担います。
16	公募要領1.4(4)その他に記載されている、協力義務とはどのようなものでしょうか。	例えば、年に数度行う事業推進委員会などに参加し、研究の進捗状況の報告や情報提供を積極的に行っていただき、連携した研究開発を進めていただけます。
17	様式7について、再委託費を計上する場合、どの項目に計上すれば良いのでしょうか。7-1. 所要経費(全体計画)に、再委託費を計上する項目が見当たらないという事は、7-3. 所要経費(分担機関:)の分担機関の箇所を再委託費に書き換えて、計上すれば宜しいでしょうか。	7-3. 所要経費(全体計画)の後ろに、所要経費(代表機関: ○○○○)、所要経費(分担機関: ○○○○)を追加いただき、それぞれに受託者、再委託先の経費を計上ください。また、全体計画の経費には代表機関と分担機関の経費を合計したものを記載ください。
18	申請用紙の様式(5-1)全体構想1-3.で記載されている橋渡し活動とはどのようなものでしょうか。	橋渡しを実際に担う人材に加え、将来の実用化を見据えた企業との連携体制の模索や構築等を想定しています。
19	公募説明会資料に記載されていた研究予算は間接経費込みの額でしょうか。	はい。間接経費込みの額となっています。

20	提案様式に機関長名や代表者名欄がございますが、押印や署名は必要でしょうか。	自署の必要はありません。また、押印は不要です。
21	研究期間の開始日に関して、R3年度ということで開始日を令和3年4月1日とするのか、それとも採択が6月中旬ということなので、日付を入れずに単に令和3年6月とし研究期間も約5年(次々世代の場合は3年)とするのでしょうか。	申請書には、令和3年6月(日付は契約日が前後する可能性があることから空欄または仮の日で構いません)としていただき、研究期間は「5年間」(または「3年間」)としてください。
22	代表機関だけでなく、分担機関も「体制整備等自己評価チェックリスト」および「研究不正行為チェックリスト」を提出する必要があるでしょうか。	はい。分担機関も提出する必要があります。
23	公募要領P.7によると「研究支援」においては ・ワークショップの開催 ・事業推進委員会、知財委員会の運営 ・シンポジウムの実施にかかる業務 といった業務が想定されていますがこれらの経費として、委員会委員の謝金、旅費、上記の開催に関わる会議室料等のようなものについては本提案に含めなくてよいと考えてよいでしょうか。	お伺いいただいた経費について、原則、委託費からの支出をお願いします。ただし、会場は文科省内の会議室の利用や、文科省で依頼手続きをする技術参与等については文科省から直接支出する等も考えています。詳細は受託機関決定後に調整させていただきたく考えております。
24	事業推進委員会、知財委員会については、令和3年度中にそれぞれ何回程度開催することを想定されていますでしょうか。また、ワークショップ、シンポジウムについては、令和3年度中に各1回と考えてよいでしょうか。	いずれも回数については未定ですが、現時点では ・事業推進委員会については最大で4半期に1回程度 ・知財委員会については年1回程度 ・ワークショップ及びシンポジウムについてはそれぞれ年1回程度を想定しています。